片品村選挙管理委員会告示第29号

平成25年10月21日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数、並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第4条第1項及び第11項並びに第4条の2第1項及び第15項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1及び6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成25年10月21日

片品村選挙管理委員会 委員長 星 野 堅 司

- 1 片品村議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の5 0 分の 1 の数8 4 人
- 2 片品村議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の6分の1の数6 9 7 人
- 3 片品村議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 3分の1の数 1,394人